

富山県情報公開審査会答申概要（答申第4号）

件 名 私立高等学校を設置する学校法人から富山県知事へ提出された計算書類の部分開示決定に対するの異議申立ての件

開示請求年月日 平成14年 7月25日

実施機関の決定日 平成14年 8月 7日

実施機関（担当課） 経営企画部文書学術課

決定内容 部分開示決定

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号（法人情報）、

異議申立て年月日 平成14年 8月30日

異議申立ての内容 部分開示決定処分のうち、法人及び個人の印影に係る部分以外の部分の非開示の取消しを求める。

諮問年月日 平成14年11月 1日

答申年月日 平成16年 9月 3日

争 点

学校法人の財務に関する情報が記載された計算書類について、学校法人の公的性格、開示することによる競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを考慮した上で、どの程度まで開示すべきか。

審査会の判断

<結論>

実施機関は、異議申立ての対象となった関係計算書類の非開示部分について、貸借対照表の中科目及びその金額に係る部分を開示することが妥当である。

<理由>

1 条例第7条第3号（法人等情報）の該当性について

条例第7条第3号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。）が記録されている公文書については、非開示とすることを規定している。

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」とは、経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報で、公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められると解されるところ、本件公文書については、「経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報」で

あると認められるので、「公にすることにより法人等又は個人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあると認められるもの」に該当するかどうかについて検討する。

(1) 資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表について

資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表は、経営や財政状況について真実な内容を表示することが求められており、これらの計算書類における小科目及びこれに係る金額は、学校法人の経営に要する経費の詳細な内訳であり、当該学校法人の財政状態及び自主的な資産運用の実態等を示すものであることから、その学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すとともに、将来の施設充実計画の有無など、当該学校法人の独自の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものであると認められる。

したがって、学校法人の公的性格を考慮してもなお、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると認めるのが相当である。

しかし、実施機関が非開示とした貸借対照表の中科目及びこれに係る金額については、それを構成する小科目及びこれに係る金額のレベルより大まかな情報であり、開示したとしても学校法人の経営状態を細部にわたるまで表すものではなく、当該法人の経営方針や経営戦略をうかがい知ることのできるものとは認められないから、開示すべきである。

(2) 資金収支内訳表及び消費収支内訳表について

資金収支内訳表及び消費収支内訳表については、資金収支内訳表は、資金収支計算書に記載される収入及び支出で当該年度の諸活動に対応するものの決算の額を、会計基準第13条に規定する部門ごとに区分して記載することとされ、消費収支内訳表は、消費収支計算書に記載される消費収入及び消費支出の計算の額を、会計基準第13条に規定する部門ごとに区分して記載することとされており、これらの内訳表に記載される科目は、資金収支計算書及び消費収支計算書に記載された大科目及び小科目にそれぞれ対応している。

このうち小科目については、学校法人が独自にこれらの科目を追加又は細分することができ、また、これらの科目の金額からは、当該学校法人が部門別にどのような点に力を置いて経営しているかなどの経営方針や経営戦略を詳細に把握することが可能となるものであると認められる。

したがって、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第7条第3号アの非開示情報に該当すると認めるのが相当である。

(3) 人件費支出内訳表について

人件費支出内訳表は、会計基準第 14 条により、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額を部門ごとに区分して記載するものとされている。

人件費支出内訳表に記載されている科目及び金額は、資金収支計算書の小科目及びその小科目を構成する内訳であると認められる。

したがって、資金収支計算書における小科目相当あるいは更に詳細な情報であることから、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第 7 条第 3 号アに該当すると認めるのが相当である。

(4) 固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表について

固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表は、貸借対照表に附属する明細表として会計基準第 36 条の規定により、当該会計年度における固定資産、借入金及び基本金の増減の状況、事由等を記載することとされているものである。これらに記載された事項は、いずれも貸借対照表における中科目の内訳となる小科目相当及び小科目の内訳となる詳細な数値であり、学校法人の固定資産、借入金及び基本金の増減の状況を具体的に示すものであると認められる。

したがって、これを公にすることにより学校法人の事業運営上、不利益を与え、又は社会的信用を損なうおそれがあり、当該学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして条例第 7 条第 3 号アに該当すると認めるのが相当である。